

第三章 河川の水環境改善のための事業及び施策

国土交通省は、一級河川の水質調査に着手した昭和33年に、最初の河川水質浄化対策となる隅田川の汚泥浚渫事業を実施し、また昭和34年には同じく隅田川で浄化用水導入事業に着手した。昭和44年度には、都市河川を対象とする「都市河川環境整備事業」制度を創設し、昭和49年度からは対象河川を全国に拡大した「河川環境整備事業」により、河川の水環境改善を図ってきた。

ダムについては、貯水池への土砂流入防止や富栄養化対策を実施するダム貯水池水質保全対策等を実施している。

平成17年度からは、上流ダムにおける環境整備と河川における環境整備を連携することにより水系として総合的に整備を行う「総合水系環境整備事業」を創設し、水環境改善等を各水系において水系一貫で実施している。

1. 水質浄化対策等

「総合水系環境整備事業」（直轄）による水質浄化対策として、水量が少なく汚濁した河川に対して清浄な河川水や下水の高度処理水を導入する「浄化導水」、悪臭や栄養塩類の溶出により富栄養化の原因になる河床・湖底に堆積した底泥を除去する「浚渫」、流水から直接汚濁負荷を取り除く施設を設置する「直接浄化」を実施している。

また、水質汚濁の著しいダム貯水池においても、富栄養化や濁水等の防止・軽減を図るため、曝気施設の設置等による水質対策を実施している。

2. 河川水量の回復

良好な河川環境を保全するには、豊かな河川水量の確保が必要である。このため、河川整備基本方針等において動植物の生息・生育環境、景観、水質等を踏まえた必要流量を定め、この確保に努めているほか、水力発電所のダム等の下流の減水区間における清流回復の取組みを進めている。また、ダム下流の河川環境を保全・改善するため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部を有効に活用するダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を行っている（平成28年度は計21ダムで貯留し、そのうち19ダムで活用放流を実施）。さらに、平常時の自然流量が減少した都市内河川では、下水処理場の処理水の送水等により、河川流量の回復に取り組んでいる。

3. 清流ルネッサンス21・清流ルネッサンスⅡ

国土交通省では、水質汚濁の著しい河川、湖沼、ダム貯水池等の水質改善を図るため、平成5年度に「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」に着手し、地域の取り組みと一体となって、河川事業や下水道事業を重点的に実施してきた。平成13年度以降は、新たに水量の改善を目的に加え、都市下水路を対象に追加した「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に基づき、水環境改善施策を推進している。

清流ルネッサンスⅡでは、清流ルネッサンス21の対象であり、引き続き水環境改善に取り組むべき河川等及び新たに水環境改善に取り組む必要が生じた河川等を計画対象として選定している。

計画対象河川等においては、地元市町村、河川管理者、下水道管理者等から構成される地域協議会を設置し、行動計画の策定及び計画に基づく施策の推進に努めている。行動計画の策定状況を表-34に示す。

また、全国の一級河川及び清流ルネッサンス対象河川の環境基準の満足率を図-34に示す。全国の一級河川の満足率の増加ペースに比べて、清流ルネッサンス対象河川の満足率の増加が顕著となっている。

表-34 清流ルネッサンスII 行動計画策定状況(平成31年3月末時点)

水系名	箇所名(※1)	清ルネ21 (※2)	計画策定	最終改訂	計画目標年度
石狩川	茨戸川及び札幌北部地区河川		H15.3	H27.3	H30
網走川	網走川		H16.6	H27.1	H29
常呂川	常呂川		H21.4		H30
名取川	広瀬川		H14.7		H23
那珂川	桜川(千波湖含)・沢渡川・堀川・逆川		H19.2	H28.3	H35 (R5)
利根川	渡良瀬川中流部支川		H18.3		H22
利根川	綾瀬川	○	H15.2	H18.3	H22
利根川	江戸川中流部及び坂川	○	H15.2	H18.3	H22
利根川	黒部川貯水池	○	H15.3	H25.3	H33 (R3)
利根川	小山川・元小山川	○	H16.3		H23
荒川	菖蒲川・笹目川	○	H15.3		H22
荒川	不老川		H16.3		H23
荒川	芝川・新芝川	○	H16.3		H23
相模川	千の川		H15.3		H27
阿賀野川	湯川放水路		H19.3		H22
信濃川	鳥屋野湯	○	H15.3	H25.3	H35 (R5)
都田川	佐鳴湖	○	H16.6	H24.3	H26
高浜川	油ヶ淵	○	H16.11	H23.5	H32 (R2)
庄内川	堀川		H16.8		H22
宮川	勢田川		H13.8	H16.10	H17
淀川	寝屋川流域		H16.5	H25.3	H33 (R3)
淀川	西高瀬川		H20.3		H29
大和川	大和川	○	H14.10		H22
揖保川	林田川	○	H15.3		H20
千代川	湖山池	○	H14.3		H22
斐伊川	松江堀川	○	H13.2		H17
芦田川	芦田川	○	H20.4	H24.3	H28
吉野川	正法寺川		H16.3	H31.3	H35 (R5)
仁淀川	仁淀川・宇治川・相生川	○	H19.4		H22
遠賀川	遠賀川		H16.3	H26.3	H27
大淀川	大淀川上流		H16.7	H31.2	H35 (R5)
肝属川	肝属川		H17.3	H29.2	H33 (R3)

※1 まだ施策実施中の箇所については、欄に着色。

※2 清ルネ21の対象河川でもある場合、「○」を記載。

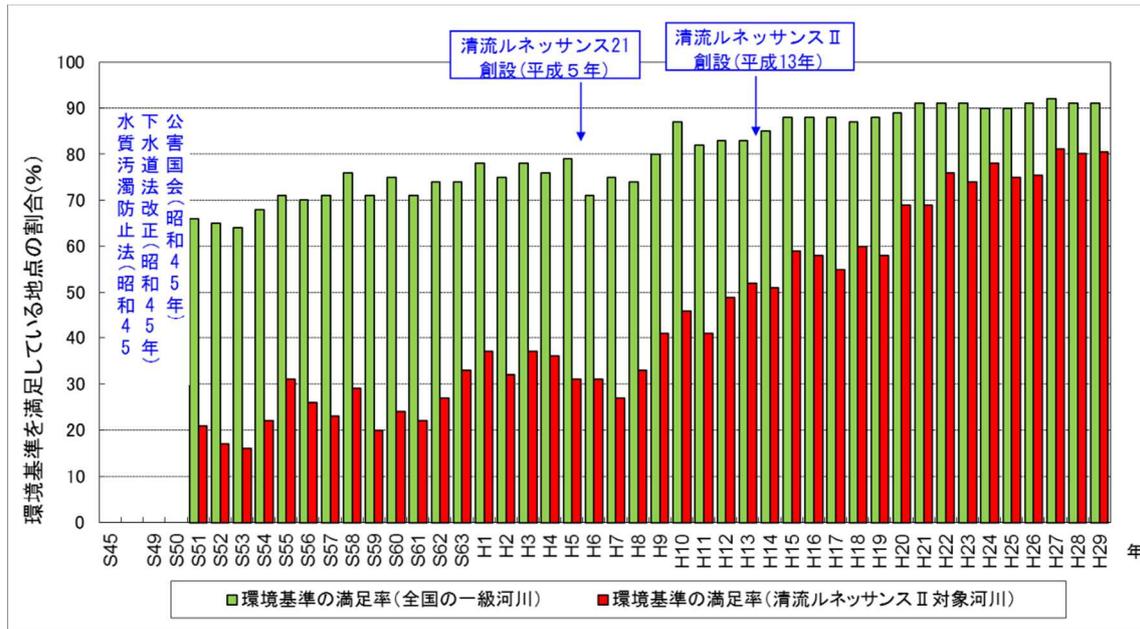


図-34 環境基準の満足率

4. 湖沼の水質保全

湖沼は滞留時間が長く、流入した汚濁物質が堆積しやすいこと、汚濁原因が多種多様であることから、多様な水質汚濁対策を総合的に実施する必要があるため、湖沼の水質の保全を図り、国民の健康で文化的な生活環境を確保することを目的に、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）が制定された。

また、平成17年6月には、法施行後20年以上が経過してもなお湖沼の水質改善が停滞していることを踏まえ、より一層の水質改善を図るため、湖沼水質保全特別措置法が改正された。この改正により、「流出水対策地区」の指定による農地・市街地から流出する汚濁負荷対策の推進、排水規制の強化、「湖辺環境保護地区」の指定による水質浄化機能の確保等が図られることとなった。

本法律に基づき、国は湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、総合的な水質保全施策を講ずるべき「指定湖沼」を定め、都道府県は当該指定湖沼について「湖沼水質保全計画」を定めることとされている。

湖沼水質保全計画の策定状況を表-35に示す。

表-35 湖沼水質保全計画の策定状況一覧（平成31年3月現在）

湖沼名	指定年月 [施行]	計画名	計画策定年月	目標年度
八郎湖	平成19年12月	八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第2期）	平成26年3月	平成30年度
釜房ダム貯水池	昭和62年10月	釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（第6期）	平成25年3月	平成33年度
霞ヶ浦	昭和60年12月	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第7期）	平成29年3月	平成32年度
印旛沼	昭和60年12月	印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第7期）	平成29年3月	平成32年度
手賀沼	昭和60年12月	手賀沼に係る湖沼水質保全計画（第7期）	平成29年3月	平成32年度
諏訪湖	昭和61年11月	諏訪湖に係る第6期湖沼水質保全計画	平成30年3月	平成33年度
野尻湖	平成6年10月	野尻湖に係る水質保全計画（第5期）	平成27年3月	平成30年度
琵琶湖	昭和60年12月	第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画	平成29年3月	平成32年度
中海	平成元年2月	中海に係る湖沼水質保全計画（第6期）	平成27年3月	平成30年度
宍道湖	平成元年2月	宍道湖に係る湖沼水質保全計画（第6期）	平成27年3月	平成30年度
児島湖	昭和60年12月	児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画	平成29年3月	平成32年度